

政策会議 議事概要

開催日	令和7年12月3日	場所	市役所本庁舎 3階庁議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p style="text-align: center;">宍粟市フリースクール等利用補助金交付要綱の制定について</p>		
総合計画での位置付け	<p>基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑤子どもが健やかに育つまちづくり 基本施策 【17】学校教育の充実</p>		
総合戦略での位置付け	<p>【産み育てる】少子化対策</p>		
現状	<p>市内小中学校の不登校児童生徒の割合は増加傾向にあり、当該児童生徒の学校への復帰に向けて校内サポートルームや教育支援センターを設置しているが、不登校やひきこもりを支援する民間施設の利用もあり、市外の民間施設には学習の遅れに対応するための学習支援などを行うことで、教育支援センターと同様に在籍する学校が出席扱いとなる施設（フリースクール）もある。</p>		
課題	<p>学校が出席扱いとなるフリースクール等の利用で児童生徒の進路選択におけるリスクが下がるほか、学校への復帰を希望した場合に授業に入りやすくなるなどの効果が期待されるが、フリースクールの授業料に対する保護者の負担が大きい。</p>		
決定事項	<p>支援の概要： 不登校児童生徒やその保護者が民間のフリースクール等の利用を希望する場合に、その利用料の一部を補助することで保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の将来につながる多様な学びの機会の確保につなげる。</p> <p>対象者： 指導要録上の出席扱いとなるフリースクール等を利用し、その利用料を支払っている市内在住の不登校児童生徒の保護者を対象とする。</p> <p>支援の内容： 月額1万円を上限に、月ごとの補助対象経費（授業料や施設利用料などフリースクール等へ支払った利用料）の総額に2分の1を乗じた額を支援する。在籍する小中学校で保護者が本来負担すべき飲食費や課外活動費、交通費は対象外とする。 ※消費税及び地方消費税も対象経費から除く</p> <p>申請の方法： 年度の上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）の2期に分け、それぞれ期間中に申請、期間終了後に実績報告を受け補助金を支払う。</p>		